

報道発表日時 令和3年10月22日（金）13時00分

未報告の国際規制物資（酢酸ウラニル等）について

令和3年10月22日
北海道公立大学法人札幌医科大学

令和3年4月28日、本学内において酢酸ウラニルが発見され、その後、本学で保管している酢酸ウラニル等のうち、国に未報告分のものであることが6月25日に判明したため、昨日、国に報告致しました。

酢酸ウラニル等の物資については、国から許可されている管理区域内における立入制限区域内にある施錠された保管庫（管理施設）に保管しており、計測の結果、人体への健康被害のある放射線は測定されておりません。

国際規制物資については、法令等に基づき、国に報告のうえ適正に管理するものとされており、未報告の酢酸ウラニル等があったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

1. 経緯

本年4月から8月にかけて大学施設の竣工に伴う移転作業を行っていたところ、4月28日、酢酸ウラニルを発見。その後、学内の状況把握を行っている過程において、本学で保管している酢酸ウラニル等のうち、国に未報告分のものであることが6月25日に判明したものです。

2. 物資の詳細

【施設移転に伴い発見されたもの】

・酢酸ウラニル 13g

【本学で保管しているもののうち、国に未報告であったもの】

・酢酸ウラニル 700.66g

・酸化トリウム 25g

3. 放射線による影響

上記物資については、いずれも当該試薬瓶等から1m離れた位置での計測では $0.04\sim 0.06\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト毎時）であり、これは、通常の実環境下での放射線量と同レベルであり、人体に及ぼす影響はありません。

※札幌市（大通公園西1丁目）の空間放射線量（令和3年8月）：平均 $0.041\mu\text{Sv/h}$

4. 今後の対応

法令に基づき、国の指導等のもと適正に管理するとともに、教職員等へ国際規制物資の適正な管理・手続について周知徹底を図り、再発防止に最善を尽くして参ります。

<お問い合わせ先>

経営企画課長 電話（直通）011-688-9447

参考

1. 国際規制物資

核燃料物質や原子力関連の資材等の利用を平和目的に限定するために国際的に管理することが求められている物資のことをいい、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第2条第12項に定義されています。

2. 酢酸ウラニル

透過電子顕微鏡を用いた研究が盛んに行われていた昭和30～40年代を中心に、酢酸ウラニルは電子顕微鏡観察の検体染色として使用され、一般的に流通する規制対象外の研究用試薬でした。

その後、昭和52年に、研究用試薬として少量の使用であっても、国際規制物資として規制の対象となり、国の許可の下、管理が必要となりましたが、本学においても国の使用許可を得て、非原子力利用の国際規制物資使用者として、使用・管理を行っています。